

令和4年第3回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和4年3月25日(金)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午前10時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午前11時 5分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野 澤 明 廣	出	11	内 田 平 三	出
2	石 澤 清 治	出	12	坂 本 和 彦	出
3	八 木 秀 雄	出		坂 本 規 男	出
4	柴 崎 高 志	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		加 藤 和 明	出
6	新 井 一 弘	出		須 賀 正 光	出
7	小 和 瀬 守	出		吉 田 信 雄	欠
8	石 田 裕 司	欠		吉 田 一 行	出
9	小 野 田 房 良	出		關 谷 利 男	出
10	中 嶋 安 男	欠		小 淵 美 喜 夫	欠

議事参与者

職 員

局 長 根岸伸年
 次 長 清水周二
 書 記 権田貴大

事務局長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和4年第3回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、中嶋安男委員、石田裕司委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
事務局長	<p>令和4年第3回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第15号、農地法第3条第2項第5号の規定による、別段面積の設定について。</p> <p>日程第3、議案第16号から議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第18号から議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第22号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第6、議案第23号、農用地利用配分計画の案について。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、内田平三委員と坂本和彦委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第15号、農地法第3条第2項第5号の規定による、別段面積の設定についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第15号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページと事前にお配りいたしました参考資料をご覧ください。</p> <p>議案第15号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>参考資料、別段の面積の設定についての下線が引いてございます、農地法第3条第2項第5号についてですが、農地を農地として権利を取得する許可につきましては、権利取得後の耕作面積が、都府県では、合計で50アール以上という基準がございます。</p> <p>この50アールという下限面積の基準につきましては、農業委員会が、農林水産省令の基準に従いまして、町の全部又は一部につきまして、別段の面積を定め、公示した場合には、50アール未満とすることができるものでございます。</p> <p>その農林水産省令の基準が、参考資料の下のほうに記載している農地法施行規則第17条第1項の下線を引いたところになります。</p> <p>第1号では、別段の面積の設定区域につきましては、「自然的経済的条件からみて、営農条件がおおむね同一と認められる地域」であることとされておりまして、第3号では、その区域内において、設定しようとする面積未満の農家数が、区域内農家数の概ね4割以上であることとされておりまして、</p> <p>当町におきましては、平成29年度まで、自然的経済的条件からみて、営農条件がおおむね</p>

	<p>同一と認められる地域といたしまして、旧折原村の区域のみが対象でしたが、検討、見直しを行い、平成30年度から、それまでの旧折原村の区域のみだったものを寄居町全域に設定しました。</p> <p>農地台帳によりますと、全ての区域におきまして、全農家数に対する、耕作面積30アール未満の農家数の割合が4割以上となっております。</p> <p>以上のことから、寄居町全域につきまして、別段の面積を30アールと設定するものです。これまでと変更ありませんが、別段の面積については、毎年、設定の必要性について検討することとなっているため、ご審議いただくものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第16号から議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第16号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p>
事務局	<p>それでは、議案第16号について、説明いたします。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(譲受人名)さんは、ご家族で〇〇地区全域にわたって、畑では花卉や植木、田では米を作っております。今回取得する農地では、田では米、畑では福寿草を生産する計画となっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>小和瀬委員。</p>
小和瀬委員	<p>この件について、23日の午後に聞き取りと、現地確認をしまいいりました。説明がありました農地についてですが、2年程前に両親が無くなり、(譲渡人名)さんが相続したということで、相続以前から、この農地は荒廃していたところ、(譲受人名)さんは、隣接する農地で耕作をしている方ですので、耕作地を広げたいとのことで、このような形になったとのことです。現在の申請地は、きれいになっておりまして、すぐに作付けできる状態でありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>

	<p>議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 16 号は原案のとおり決定いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 17 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 17 号について、説明いたします。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は現在、大字〇〇の農地を借りて、ホウレンソウ、小松菜等、葉物野菜を中心に、人参、ナス、トマト、小麦などを栽培しています。</p> <p>有機農法での栽培を行っており、直販を中心に、一部、卸売業者に販売しているとのこと です。今回取得する農地では、息子さんも従事者に加わり、トマト、さつまいも、ゴマ、ネ ギを栽培する計画となっています。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全 部効率利用、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
内田委員	<p>内田委員。 先日、石澤委員と吉田推進委員とわたくしの 3 名で現地確認をしまいいりました。(譲渡人 名)さんは、娘さんの住宅に転居されるということでありまして、申請地の北にある住宅を、 (譲受人名)の息子さんが購入される際に、申請地も同時に購入しようと考えましたが、農地 の購入資格がないため、(譲受人名)さんが購入し、親子で営農すると伺っております。</p> <p>(譲受人名)さんは、農業に大変熱心な方でありまして、地元委員としては、とてもありが たい話でありますので、よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 17 号は原案のとおり決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第 4、議案第 18 号から議案第 21 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許 可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 18 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者へ の権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまし て、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 18 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、住所のある〇〇町に弟と居住しておりましたが、結婚を機に町内の借家を借り、 生活しておりましたところ、生活も落ち着き、自己用住宅の建築をしたいと思い、今回の申 請に至ったとのこと。</p>

	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
柴崎推進委員	<p>柴崎推進委員。</p> <p>この件については、過去3回にわたり、農業委員会へ(譲渡人名)さんから、申請が出されておりました、実際に許可を受けた3つの土地につきましては、住居が建設され、住居を構えられた方もいらっしゃいます。西側には住宅があり、南側には(譲渡人名)さんの弟が管理する畑がございますが、境界もあり、すでに住宅に囲まれているような土地で、特段の問題はないものと考えますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に議案第19号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第19号について、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、町内の借家に家族で居住しておりますが、子供も成長し、借家では手狭さを感じていたため、住宅建築を検討していたところ、父から申請地を借りることができたため、申請に至ったとのことです。</p>
	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
須賀推進委員	<p>須賀推進委員。</p> <p>議案番号19号について、ご報告いたします。3月20日の午後、中嶋委員、石田委員とわたくしの3名で、現地調査及び、譲渡人との面談を行ってまいりました。当案件は、令和2年6月の促進協議会でご審議頂いたものでございます。現地については、住宅が立ち並んでおりました、特に問題はないものと思われませんが、(譲渡人名)さんの娘様である(譲受人名)さんご夫婦とふたりのお子さんの計4人で、居住の予定とのことでした。</p>
議長	<p>地元の委員としては、問題ないものと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p>
	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>

事務局	次に議案第 20 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、それでは、議案第 20 号についてご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、〇〇町の借家に家族で暮らしておりますが、将来を考え、両親の近くで自己用住宅の建築を検討していたところ、実家近くの申請地を、父から借りることが出来たため、申請に至ったとのことです。</p>
事務局	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は以上でございます。</p>
議長 須賀推進委員	<p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。</p> <p>須賀推進委員。</p>
議長 須賀推進委員	<p>議案第 20 号について、報告いたします。3 月 20 日の午後、中嶋委員、石田委員とわたくしで、現地調査と面談を行ってまいりました。面談については、(譲渡人名)さんに話を聞くことができました。現地については、住宅に囲まれているような場所ございまして、境界杭等もしっかり埋設してありました。(譲受人名)さんも、ご家族 3 名で居住予定とのこと伺ってまいりまして、詳細については、事務局の説明のとおりで、問題ないものと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 20 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 21 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 21 号についてご説明いたします。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>都市計画法の用途区域内にある農地が、本議案の申請地になります。</p>
事務局	<p>譲受人は、町内で不動産業をしておりますが、申請地に隣接する、譲受人所有の宅地の販売を検討していたところ、道路の幅員が狭く、車両の出入りが困難なため、今回の申請に至ったとのことです。</p>
事務局	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p>
事務局	<p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>石澤委員。</p>
石澤委員	<p>去る、3 月 20 日に、内田委員、吉田推進委員とわたくしで現地調査をまいりました。開発予定地への進入路の拡張をすることによって、既に杭などが打ってありました。場所的には、3 方を住宅に囲まれておりまして、特段の問題はないものと考えますので、よろしくご</p>

議長	<p>審議のほどお願いいたします。</p> <p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 21 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 22 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 22 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 4 と 5 ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定(移転)につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確となり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定により賃借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 22 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 6 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 8 人です。</p> <p>合計 27 筆で、29,541 m²、そのうち、田が 7 筆で、8,993 m²、畑が 20 筆で、20,548 m²となります。</p> <p>なお、ご決定をいただきました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用集積計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 22 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。</p> <p>続きまして、日程第 7、議案第 23 号、農用地利用配分計画の案についてですが、關谷利男委員が、申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律、第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(關谷委員退席)</p>
議長	<p>それでは、議案第 23 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 6 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 23 号につきまして、ご説明申し上げます。</p>

農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして、同法の第 19 条によりまして、農地中間管理機構が、この農用地利用配分計画の案を作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものでございます。

農地中間管理事業につきましては、平成 26 年度から始まった事業で、埼玉県では埼玉県農林公社が該当となります農地中間管理機構が、農地の貸し付け希望者を募集して、農地を借り受けます。農地中間管理機構が借り受けた農地は、地域で農地の借り受けを希望する者を公募し、応募者の中から、適切な貸し付け相手方を選定したうえで、認定農業者等、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けを行うという事業でございます。

当町における農地中間管理事業の推進につきましては、赤浜地区、小園地区、用土地区に加え、昨年度は上郷南・中郷地区、牟礼地区、今市地区を拡大し、農地中間管理機構、県、町の 3 者で実施しております。

先ほどご審議をいただきました、議案第 22 号の農用地利用集積計画の整理番号 24 番から 27 番の農地を、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受けます。

その借り受ける農地を、どの借り受け希望者に貸し付けるのか定めたものが、この農用地利用配分計画でございます。

借り受け希望者は、(賃借権の設定を受ける者の名称)となります。議案書の 7 ページから 8 ページは審議用資料ということで、対象地区の図面となっており、赤枠と斜線で記されている農地が、今回の農用地利用配分計画の対象農地となっております。

それぞれ地区ごとの集積面積、集積率については、審議用資料に記載されたとおりとなっております。

なお、ご承認をいただきました後に、町に意見を報告し、町はその意見を聴き、町から農地中間管理機構にこの配分計画の案を送付します。その後、農地中間管理機構内での決定を経まして、県知事が認可、公告を行うという流れとなっております。

説明は、以上でございます。

議長 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。
(委員の中から、「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 22 号は原案のとおり意見なしで、町へ報告いたします。
(關谷委員復席)

議長 以上で全ての議案審議が終了しました。
委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。
(委員の中から、「なし」の声)

議長 事務局から何かありますか。

事務局長 特段ございません。

議長 それでは、わたくしからひと言、お礼を申し上げます。只今をもちまして、385 議案の審議が終了いたしました。慎重審議を頂き、ありがとうございました。一番悔やむのは、コロナ渦でありまして、懇親が図れなかったことでもあります。しかしながら、寄居町に居住し、農

事務局長

業に関心を持って、営農している我々でありますので、地域の現場の中で、交流を続けていただければありがたいと思っております。皆様、大変お世話になりました。

それでは他に無いようですので、令和4年第3回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

内田 平三 委員 坂本 和彦 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年3月25日

議長

室岡重雄

委員

内田平三

委員

坂本和彦